

二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先（第三者提供記録から除外されるもの）
第十一條 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 三 当該記録の存否が明らかになることにより、国が安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
 （開示等の請求等を受け付ける方法）
第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。
 一 開示等の請求等の申出先
 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第三十五条第一項及び第四十条第三項において同じ。）の様式その他他の開示等の請求等の方式
 三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
 四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法（開示等の請求等をすることができる代理人）
第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等をすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。
 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 二 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人
 （認定個人情報保護団体の認定の申請）
第十四条 法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者）
 四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲
 五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 定款、寄附行為その他の基本約款
 二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
 九 その他参考となる事項を記載した書類
 一〇 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。
 一一 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第五十条第一項の変更の認定に伴うものを除く。）があつたとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、その旨及びその理由）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）
 第十五條 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

一 認定業務を廃止しようとする日
 二 法第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
 三 認定業務を廃止しようとする日
 四 認定業務を廃止する理由

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）
第十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
 三 認定資料が専用の場所において適切に保存されていること。
 四 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 五 次に掲げる場合を除き、一般的の利用の制限が行われていないこと。
 （機関ごとに定める行政機関の長）
第十七条 法第六十三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 警察庁にあつては、警察庁長官
 二 最高検察庁にあつては、検事総長
 三 高等検察庁にあつては、その府の検事長
 四 地方検察庁にあつては、その府の検事正
 五 区検察庁にあつては、その府の検事正
 六 地方裁判所にあつては、その府の検事正
 七 高等裁判所にあつては、その府の検事正
 八 地方裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に応する地方検察庁の検事正
 （安全管理措置を講ずべき業務）
第十八条 法第六十三条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
 一 警察庁にあつては、警察庁長官
 二 最高検察庁にあつては、検事総長
 三 高等検察庁にあつては、その府の検事長
 四 地方検察庁にあつては、その府の検事正
 五 区検察庁にあつては、その府の検事正
 六 地方裁判所にあつては、その府の検事正
 七 高等裁判所にあつては、その府の検事正
 八 地方裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に応する地方検察庁の検事正
 （安全管理制度を講ずべき業務）
第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六百六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第四百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）の規定に基づくこと。

（3）当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
 二 当該資料の利用の方法及び期間に関する規定において当該原本が一般的に使用される場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
 三 当該資料に記録されている個人情報の漏洩が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。
 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 二 認定の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 認定業務を廃止しようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲
 二 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲
 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
 九 その他参考となる事項を記載した書類
 一〇 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。
 一一 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般的の利用を制限すること。
 一二 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般的の利用を制限すること。

第六条 弁明書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
第七条 反論書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項の規定により提出しなければならないとする
第六条 第六条 第五项 第五项	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項の規定により提出しなければならないとする
第七条 反論書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項の規定により提出しなければならないとする
第一条 第一项	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項の規定により提出しなければならないとする

第三十二条 (行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)	第三十二条 法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円
第三十三条 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対し支払う額(当該委託をする場合に限る)	二 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

第三十四条 一 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次の各号に掲げる額に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。	一 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
第三十五条 二 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。	二 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
第三十六条 三 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。	三 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
第三十七条 四 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。	四 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
第三十八条 五 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。	五 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

第三十九条 第一項 第一项	第三十九条 第一項 第一项
第四十条 第二項 第二项	第四十条 第二項 第二项
第四十一条 第三項 第三项	第四十一条 第三項 第三项
第四十二条 第四項 第四项	第四十二条 第四項 第四项
第四十三条 第五项 第五项	第四十三条 第五项 第五项

第四十四条 一 特許庁の長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの	一 特許庁の長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの
第四十五条 二 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの	二 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの
第四十六条 三 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの	三 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの
第四十七条 四 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの	四 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの
第四十八条 五 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの	五 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適當でないものとして当該職員が官報により公示したもの

第四十九条 一 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の	第四十九条 一 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の
第五十条 二 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の	第五十条 二 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の
第五十一条 三 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の	第五十一条 三 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の
第五十二条 四 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の	第五十二条 四 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の
第五十三条 五 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の	第五十三条 五 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節までの規定による報告は、前条第一項の期間内に個人情報保護委員会が定める期間を経過することに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限行使したときは、直ちに、その間の権限の

で(法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るもの、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法(平成三十年法律第八十九号)第十七条若しくは第五十条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務局若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第六条第十三条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第七十条(法第百八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者一万二千六百円

十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受けた職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四十五条 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。	第四十五条 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
第四十六条 二 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。	第四十六条 二 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。
第四十七条 三 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣に委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めることを妨げない。	第四十七条 三 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣に委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めることを妨げない。
第四十八条 四 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣に委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めることを妨げない。	第四十八条 四 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣に委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めることを妨げない。
第四十九条 五 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣に委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めることを妨げない。	第四十九条 五 前号のほか、効率的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣に委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めることを妨げない。

二 法第一百四十六条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要 求又は立入検査を行つた結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第一百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百八条若しくは第二百九条、法第一百六十三条又は法第一百六十四条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
(地方支分部局の長等への権限の委任)

第三十六条 事業所管大臣は、内閣府設置法第十九条第一項の府の長(金融庁長官を除く。以下この条において同じ。)、国家行政組織法第三条第二項の府の長に委任された場合にあっては、その府の長は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル府設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第五十条第一項の規定により委任された権限(当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限(法第一百五十条第二項の規定による権限を除く。)を委任することができる。)

警察庁長官は、警察法第十九条第一項の長官官房若しくは局 同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限(法第一百五十条第二項の規定による権限を除く。)を委任することができる。

行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の 庁長、国家行政組織法第三条第二項の 庁長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第三十七条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九百八十八号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第二百一号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号))の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第三十八条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。)を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下の項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法第百五十一条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

第四十条 法第二十六条第一項、法第一百四十六条第一項、法第一百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、法第三条、法第一百五条、法第一百六条、法第一百八条及び法第一百九条、法第一百六十三条並びに法第一百六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第一百五十一条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行ふことを妨げない。

第一項の規定により検査等事務を行つた地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、そ

の間に行つた検査等事務の結果について、第三十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

附 則

（平成一六年一二月一〇日政令第三八九号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則 （平成二〇年五月一日政令第一六二号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行前に個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第一条第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者に該当しなくなつたものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七条又は第五十六条の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者に該当しなくなつた後も、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一二月一八日政令第四二七号）抄
(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一〇月五日政令第三四二号）抄
(施行期日)

1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

2 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十四日政令第五六二号）抄

この政令は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第二九二号）抄

（施行期日）

附 則（令和四年四月二〇日政令第一七七号）抄

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

等の政令（令和三年政令第二百九十二号）の施行後遅滞なく」とする。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律施行令第一条第二号に掲げる規定の施行

規定期による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下この条にお

いて「旧行政機関個人情報保護法施行令」とい

う）。第二十六条第一項又は第二項の規定によ

り行政機関の長がその所掌に係る権限又は事務

を当該行政機関の職員に委任している場合にお

ける当該権限又は事務は、新個人情報保護法施

行令第三十条第一項又は第二項の規定により當

該職員に委任したものとみなす。この場合にお

いて、この政令の施行前にされた当該職員に係

る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条

第三項の規定による公示は、新個人情報保護法

施行令第三十条第三項の規定によりされた公示

とみなす。

1 （施行期日）
この政令は、この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。